# 第4期石狩市障がい者計画(素案)

# 第4期障がい者計画(基本計画)

#### 1 基本理念

# 誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち

住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく、心豊かに安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。障がいのある人が尊厳と生きがいを持ち、必要な支援を受けながら、自立した生活を営み幸せを実感することができるまちの実現を目指し、「誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち」をこの計画の基本理念とします。

### 2 基本理念実現のための4つの視点

#### (1) 共生のまち

<u>住み慣れたまちで、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の</u> 実現をめざすため、障がいのある人の社会参加を制限する社会的障壁を取り除く支援を 進めます。

## (2) 安心で心豊かに暮らせるまち

障がいのある人が安心して地域で暮らせるように、障がいのある人に配慮した防災、情報保障の体制づくりを推進するほか、権利擁護体制を充実していきます。<u>また、新型コロナウィルス感染症等に対応した支援に取り組み、ポストコロナ社会へ向けた新しい支援体制を構築していきます。</u>

#### (3) 子育てしやすいまち

障がいの有無によらない、子どもたちの地域共生のために、障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を展開するとともに、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進します。

#### (4) 自分らしく生き生きと生活できるまち

障がいのある人が住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていくために、福祉サービスの充実と、必要な社会資源を総合的にコーディネートする相談支援体制を確立します。 また、一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために、社会参加の機会や場の充実に取り組みます。さらに、サービスの提供や事業所の運営の安定を図るために、人材の育成・確保をに取り組みます。

第4 I		障か 生の		者計画(案) ち	計画策定において
	施策	1	障か	いへの理解の促進	踏まえるべき課題
	į	新規	1	障がいについて理解を深める機会を増やすとともに、障がい者団体の横のつながりも深め、様々な障がいへの理解につなげる取組を進めます。	障がい者団体から他の障がいについても勉強したいという意見あり
	į	新規	2	社会福祉協議会と連携し、障がいのある方を支援するボランティア活動への支援を行います。	ボランティア会員の高齢化、若い世 代の担い手の確保など
	j	継続	3	障がい者団体や、事業者、関係機関等と協力し、障がいのある人への必要な配慮について、啓発広報活動に 努めていきます。	
	施策	2 !	安全	・安心な生活環境の整備	
	į	新規	1	視覚障がい者の公共施設等への安全な移動を確保するために、点字ブロックの整備などを推進します。	障がい者団体等からの提案を踏ま え、関係機関へ要望
		拡充	2	ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーも同時に推進します。	ヘルプマークを効果的に活用する方 法を検討
	į	継続	3	バリアフリー新法、北海道福祉のまちづくり条例、石狩市福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデ ザインを踏まえた施設整備を推進します。	
	;	継続	4	施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の障がいの特性等を把握した上で、それらに配慮したトイレや 駐車スペースなどの設置を推進します。	
Ι	安	心で	[\[\]	豊かに暮らせるまち	
	施策	[1	情報	・コミュニケーション支援の充実	
		新規	1	障がい特性に応じた利用しやすいコミュニケーション手段の環境を築き、障がいの有無に関わらず理解し合えることを目的とした、「情報コミュニケーション条例」を制定します。	手話言語条例に加え、視覚障がい者 等の情報保障やコミュニケーション を推進
	:	拡充	2	障がいのある人に配慮した情報発信の充実を図るため、手話通訳や要約筆記、朗読ボランティアなどの人材の育成に努めます。	条例制定に伴う人材確保、育成など
	į	継続	3	必要な情報をわかりやすく伝えるために、デザインや文字、色の使い方などを配慮し、誰にでも見やすい広 報の仕方を推進します。	障害を理由とする差別の解消の推進 に関する石狩市職員対応要領(職員
	j	継続	4	聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として手話通訳の実施や遠隔手話通訳、電話リレー サービスの周知の啓発を促進します。	対応マニュアル)の周知徹底を図 る。

加充 ② 災害時に円滑なコミュニケーションが図られるような取り組みを検討します。 情報支援パンダナを聴覚以外の障い者にも対応できる方法を検討 総結 ③ 防災訓練に障がいのある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。 と 選難行動要支援者名簿を周知するとともに、名簿の提供を通じて関係機関と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑にするために、制度や支援体制のレくみについて啓発に努めます。 ※ 災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮しま が 変素 の				
拡充 ① 福祉登鑑所の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能及び利便性向上に努めます。 ストマの保管のほか、障がいに心 た 偏 第等のニーズを把握する		継続	⑤ 視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として、情報の音声化などの充実を図ります。	同上
拡充 ② 災害時に円滑なコミュニケーションが図られるような取り組みを検討します。	施夠	<b>第</b> 2	災害に備えた対策の取組み	
総統 ② 防災訓練に障がいのある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。		拡充	① 福祉避難所の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能及び利便性向上に努めます。	ストマの保管のほか、障がいに応じ た備蓄等のニーズを把握する
<ul> <li>継続 ④ 避難行動要支援者名簿を周知するとともに、名簿の提供を通じて関係機関と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑にするために、制度や支援体制のしくみについて啓発に努めます。</li> <li>継続 ⑤ 災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮します。</li> <li>筋策3 感染症等に対応した支援の充実</li> <li>新規 ① 最低限の障害福祉サービスを維持するため、感染防止に向けた留意点の周知やその対策を請じるに当たり必要な物品等の確保に努めます。</li> <li>新規 ② 感染症等に関わる情報をわかりやすく障がい者に伝えるなど、情報発信等に当たって十分配慮します。</li> <li>新規 ③ 感染症等への対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身の変調が生じる方のために、相談体制の整備をします。</li> <li>新規 ④ 情報通信機器の活用による遠隔手話サービスの実施等、感染リスクでサービスが提供できない場合の意思疎通支援体制を整備します。</li> <li>施策4 権利獲護体制の充実</li> <li>(1) 成年後見制度の活用促進</li> <li>新規 ① 障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士等をはじめ関係機関が連携し、被害者とならない障がいる団体等と連携し、トラブ、防止の周知啓発</li> <li>新規 ① 政年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークづくりや、コーディ市民後見人等の活動の活性化、石</li> </ul>		拡充	② 災害時に円滑なコミュニケーションが図られるような取り組みを検討します。	情報支援バンダナを聴覚以外の障が い者にも対応できる方法を検討
(金) 難誘導等を円滑にするために、制度や支援体制のしくみについて啓発に努めます。  (金) 災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮します。  (本) 一部 (本) 「中国		継続	③ 防災訓練に障がいのある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。	
施策3 感染症等に対応した支援の充実  新規 ① 最低限の障害福祉サービスを維持するため、感染防止に向けた留意点の周知やその対策を講じるに当たり必要な物品等の確保に努めます。  新規 ② 感染症等に関わる情報をわかりやすく障がい者に伝えるなど、情報発信等に当たって十分配慮します。  新規 ③ 感染症等への対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身の変調が生じる方のために、相談体制の整備をします。  新規 ④ 情報通信機器の活用による遠隔手話サービスの実施等、感染リスクでサービスが提供できない場合の意思疎  施策4 権利擁護体制の充実  (1) 成年後見制度の活用促進  新規 ① 障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士等をはじめ関係機関が連携し、被害者とならない 障がい者団体等と連携し、トラブが取り組みを実施します。  原体4 機関の活用促進  新規 ② 成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークづくりや、コーディ 市民後見人等の活動の活性化、石岩を見る 成年後見利度の活用の活動の活性化、石岩を見る 成年後見利度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークづくりや、コーディ 市民後見人等の活動の活性化、石岩を見る 成年後見入等の活動の活性化、石岩を見る 成年後見入等の活動の活性化、石岩を見る 成年後見入等の活動の活性化、石岩を見る 成年後見入等の活動の活性化、石岩を見る 成年後見入等の活動の活性化、石岩を見る はない はいまました はいまません はいまました はいまました はいまました はいまました はいまました はいまました はいまました はいまません はいまません はいまました はいまません はいまますん はいまません はいままなん はいまません はいまません はいまません はいままなん はいまなん		継続		
新規 ① 最低限の障害福祉サービスを維持するため、感染防止に向けた留意点の周知やその対策を講じるに当たり必要な物品等の確保に努めます。  新規 ② 感染症等に関わる情報をわかりやすく障がい者に伝えるなど、情報発信等に当たって十分配慮します。  新規 ③ 感染症等への対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身の変調が生じる方のために、相談体制の整備をします。  新規 ④ 情報通信機器の活用による遠隔手話サービスの実施等、感染リスクでサービスが提供できない場合の意思疎 継続  ******  *****  ****  ***  ***  ***		継続	⑤ 災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮します。	
新規 ② 感染症等に関わる情報をわかりやすく障がい者に伝えるなど、情報発信等に当たって十分配慮します。     新規 ③ 感染症等への対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身の変調が生じる方のために、相談体制 の整備をします。     新規 ④ 情報通信機器の活用による遠隔手話サービスの実施等、感染リスクでサービスが提供できない場合の意思疎 通支援体制を整備します。     施策 4 権利擁護体制の充実     (1) 成年後見制度の活用促進     新規 ① 原がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士等をはじめ関係機関が連携し、被害者とならない 原がい者団体等と連携し、トラブ 防止の周知啓発 成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークづくりや、コーディ 市民後見人等の活動の活性化、石湾	施贫	表3	感染症等に対応した支援の充実	
新規 ③ 感染症等への対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身の変調が生じる方のために、相談体制 新しい生活様式を取り入れ、支援・ 新規 ④ 情報通信機器の活用による遠隔手話サービスの実施等、感染リスクでサービスが提供できない場合の意思疎 通支援体制を整備します。  応策 4 権利擁護体制の充実  (1) 成年後見制度の活用促進  新規 ① 障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士等をはじめ関係機関が連携し、被害者とならない 障がい者団体等と連携し、トラブルの組みを実施します。  の 成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークづくりや、コーディ 市民後見人等の活動の活性化、石湾		新規		
新規 ③ 感染症等への対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身の変調が生じる方のために、相談体制 の整備をします。  新規 ④ 情報通信機器の活用による遠隔手話サービスの実施等、感染リスクでサービスが提供できない場合の意思疎 通支援体制を整備します。  施策 4 権利 擁護体制の充実  (1) 成年後見制度の活用促進  新規 ① 障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士等をはじめ関係機関が連携し、被害者とならない 障がい者団体等と連携し、トラブの取り組みを実施します。  成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークづくりや、コーディ 市民後見人等の活動の活性化、石経		新規	② 感染症等に関わる情報をわかりやすく障がい者に伝えるなど、情報発信等に当たって十分配慮します。	ポストコロナ社会へ対応するために  新しい生活様式を取り入れ 支援を
加茂		新規		
(1) 成年後見制度の活用促進  新規 ① 障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士等をはじめ関係機関が連携し、被害者とならない 障がい者団体等と連携し、トラブの取り組みを実施します。  応止の周知啓発  がは、 の 成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークづくりや、コーディ 市民後見人等の活動の活性化、石経		新規		
新規 ① 障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士等をはじめ関係機関が連携し、被害者とならない 障がい者団体等と連携し、トラブルの周知啓発	施贫	表4	を を を 利擁護体制の充実	
対域   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(1)	或年後見制度の活用促進 	
		新規		障がい者団体等と連携し、トラブル 防止の周知啓発
		新規		市民後見人等の活動の活性化、石狩 後見サポーターズとの連携等
継続 ③ 意思決定の困難な障がいのある人が財産管理や計画などで不利益にならないよう、成年後見制度や日常生活 自立支援事業、並びに石狩市成年後見センターへの利用を促進します。		継続		

	(2)	障が	い者虐待の防止	
	継続	1	石狩市障がい者虐待防止センターの体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護など、関係機関との連携強化に努めます。	
	(3)	障害	者差別解消法	
	拡充	1	障害者差別解消法、北海道条例に基づく取り組みを推進し、障がいを理由とする差別解消に努めます。	相談につながらない現状を踏まえ、
	拡充	2	パンフレットや広報誌などを通じた啓発・広報活動を実施します。	相談窓口のさらなる周知を図る。
施	策5	80	50問題(親なき後など)への支援	
	新規	1	8050問題をはじめとする社会背景により、複雑化した生活課題を抱える障がい者の事例が目立ってきており、早期発見・早期対応のしくみづくりを進めます。	関係機関と連携しながら対象者の把 握に努める
	継続	2	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため様々な支援を切れ目なく提供する機能をもつ「地域生活支援拠点」の整備を検討します。	市内に1か所拠点を確保するため、 関係機関等との検討を進める。
$\Pi \subseteq$	子育"	てし	やすいまち	
放	策1	障が	いや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実	
	新規	1	市町村中核子ども発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある児童と家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を行います。	関係機関の役割分担を明確にし、支 援体制を強化する
	継続	2	乳幼児健康診査や保健相談等において、障がいや疾病の早期発見だけではなく、保護者の子育て支援を行う など、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。	
	継続	3	各種健康診査や保健相談等での困りごとについて、必要に応じて医療、福祉等の関係機関と円滑な連携を図り、その問題解決に向けた対応を行うなど、ライフステージにおいて切れ目のない支援に努めます。	保護者と支援機関との情報共有のためのサポートブック等を活用
施	継続	4	保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども及びその家族への支援を図ります。	
	策2	障が	いのある子どものいる家族の支援の充実	
	新規	1	発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者(ペアレントメンター)が相談相手となり、障がいのある子どもがいる家族を支援します。	相談窓口につながりにくい人への支 援
放	策3	障が	いのある子どもに対する教育の充実	
	継続	1	特別な支援を必要とする子どもを対象に、就学前からの教育相談を実施するなど、関係機関と連携しながら早期からの途切れのない支援を行います。	

	j	継続	2	一人ひとりのニーズに合わせ、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、将来の自立と社会 参加に向けた、きめ細やかな支援を推進します。	
	j	継続	$\odot$	途切れのない一貫した教育支援を行うため、関係機関との連携強化を図ります。	
	;	継続	4	高い専門性に基づく特別支援教育を推進するため、教職員研修や講習会の充実を図ります。	
IV	É	l分!	5 U	く生き生きと生活できるまち	
	施策	1 :	相談	支援体制の充実	
	j	継続	1	障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどを相談できるよう「石狩市 相談支援センター」における相談体制の充実に努めます。	
	j	継続		障がい福祉サービスの利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行う「計画相談支援」の体制強化に向けてその方策を検討し、その整備に努めます。	計画相談支援の不足
	施策	2	在宅	生活で必要なサービスの充実	
	3	新規	1	障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を支援します。	短期入所の需要増
	3	新規	( <u>N</u>	ニーズに即した地域生活を支援するために、共同生活援助等の充実を図ります。	共同生活援助の需要増
	;	継続	$\odot$	移動が困難な障がいのある人の外出を促進するための移動支援事業を実施します。	
	j	継続	4	障がいのある人の在宅生活を支援するために、補装具や日常生活用具の給付を実施します。	
	;	継続	(G)	重度身体障がいのある人などへの訪問入浴サービスを実施します。	
	施策	3	外出	支援の推進	
	i	継続	1	障がいのある人の外出の機会を増やすため、福祉タクシー利用券交付制度を実施します。	
	j	継続	2	地域活動支援センターを利用する精神障がいのある人に対する支援のため、通所に伴う交通費助成事業を推進します。	
	j	継続	3	障がいのある人が社会生活、社会参加のために必要な際に利用する移動支援事業を推進します。	

	継続	4	公共交通機関料金割引制度の拡充に向けた働きかけを推進します。	
	継続	⑤	【再掲】移動が困難な障がいのある人の外出を促進するための移動支援事業を実施します。	
施贫	₹4 i	就労	支援と雇用促進	
	新規	1	障がいのある人が、福祉的就労事業所に通う際の交通費の一部を助成します。	就労交通費助成事業の新設
	拡充	2	障がいのある人が継続して就労していけるように、就労定着支援後のフォローアップを推進していきます。	就労フォローアップ事業の新設
	継続	$\odot$	障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設からの製品購入について調達方針を作成し目標を定め、毎年実績 を公表します。	
	継続	4	障がい者就労施設等で作られた製品について、市のイベントなどで積極的な活用や販売を継続し、障がいのある人の工賃向上への取り組みを支援します。	
施贫	€5 '	保健	・医療の充実	
	新規		精神障がいのある人への福祉サービスや就労支援などの切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。	精神障がいにも対応した地域包括ケ アシステムの構築
	継続	2	【再掲】乳幼児健康診査や保健相談等において、障がいや疾病の早期発見だけではなく、保護者の子育て支援を行うなど、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。	
	継続	3	【再掲】各種健康診査や保健相談等での困りごとについて、必要に応じて医療、福祉等の関係機関と円滑な連携を図り、その問題解決に向けた対応を行うなど、ライフステージにおいて切れ目のない支援に努めます。	
	継続	4	【再掲】保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども及びその家族への支援を図ります。	
施急	₹6	社会	参加の充実	
	新規	1	障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、日中活動の場の拡充を図ります。	気軽に参加できる場の充実
	新規	2	障がいのある人やその家族がピア(仲間)として障がいのある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピア相談(ピアサポーター)などの活動を支援します。	当事者相談員の育成支援
	継続	3	障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、学べるような内容を考慮した取り組みを実施します。	交流の場の不足

		継続	4	障がいのある人の健康保持・増進を図るため、各関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援 します。	障がいに対応したスポーツ活動等の 充実
		継続	5	障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めるなど、 活動を支援します。	
	施負	₹7 .	人材	の育成・確保	
		新規	1	障がいのある人に必要なサービスを今後も確保するため、人材の確保について取り組みます。	障がい福祉サービス人材確保補助金 等の実施
		新規	2	障がいのある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修への参加を支援します。	人材の育成・確保
		新規	3	市の職員に対して、障がいのある人に関する理解を促進するための必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮を周知します。	行政サービスにおける配慮